

（目的）

第1条 この要綱は、長尾福祉会（以下「法人」という）が実施する実習生受入制度(以下「インターンシップ」という。)に関し必要な事項を定めることにより、学生及び生徒に対し、法人における就業体験の機会を与え、もって学生等の職業意識の向上及び福祉に対する理解を深めることを目的とする。

（実習対象者）

第2条 インターンシップにより実習を行う対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校又はこれらに準じるもの(以下「大学等」という。)に在籍する学生とする。

（報酬等）

第3条 法人は、前条の基準を満たした学生等で、インターンシップにより実習を行うもの(以下「インターンシップ生」という。)に対し、報酬、賃金、交通費、食費その他実習に伴ういかなる金品の給付も行わない。ただし、関連する活動等に係わる経費については、この限りではない。

（実習生の身分）

第4条 インターンシップの受入れを決定した学生は、大学等の学生としての身分を有する。

（実習期間及び時間）

第5条 インターンシップの実施期間及び時間は、インターンシップ生の希望する業種に即し、個別に設定する。

（インターンシップ生の服務）

第6条 インターンシップ生は、実習時間中は、実習に専念しなければならない。

- 2 インターンシップ生は、実習時間中は、職員が遵守すべき法令、服務規程等を遵守し、かつ、職員の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 インターンシップ生は、法人の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 インターンシップ生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も、また、同様とする。

（実習中の連絡義務）

第7条 インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。

（誓約）

第8条 インターンシップ生は、誓約書(別紙①)を、実習を行う前までに法人に提出しなければならない。また、インターンシップ生が在籍する大学等の代表者は、当該インターンシップ生がこの誓約を遵守するよう指導するものとする。

（実習の受入手続等）

第9条 大学等の代表者は、インターンシップにより学生等を実習させようとするときは、インターンシップエントリーシート(別紙②)に、前条の規定による誓約書を添えて法人に提出しなければならない。

- 2 法人は、前項の書類の提出があった場合は、受入れの可否を決定し、インターンシップ受入れ決定通知書(別紙③)により、学校等又はインターンシップ生に通知するものとする。

(実習の中止)

第10条 法人は、インターンシップ生が第6条から第7条までの規定に違反する行為を行った場合その他実習を継続することが困難であると認めるときは、実習を中止することができる。

2 法人は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を実習生及び当該実習生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中における事故責任等)

第11条 インターンシップ生は、実習期間中の事故、損害等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故、損害等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 インターンシップ生が、故意又は過失により法人に損害を与えたときは、インターンシップ生は、前項で加入する保険によりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、法人が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。